

第 7 期住田町障がい福祉計画
第 3 期住田町障がい児福祉計画

障がいのある人もない人も
地域で共に生きるまち

令和 6 年 3 月

住 田 町

目 次

第1章	計画の基本事項	
1	計画策定にあたって	1
2	計画の位置付け・計画期間	2
3	策定体制	3
第2章	住田町の障がい者の現状	
1	障がい者（児）数の推移	4
第3章	計画の基本理念	
1	第7期障がい福祉計画について	6
2	第3期障がい児福祉計画について	7
第4章	第7期障がい福祉計画	
1	第6期障がい福祉計画の進捗	8
2	第7期障がい福祉計画における成果目標の設定	15
3	障がい福祉サービスの見込み量及び確保の方策	20
4	地域生活支援事業サービスの見込み量	35
第5章	第3期障がい児福祉計画	
1	第2期障がい児福祉計画の進捗	40
2	第3期障がい児福祉計画における成果目標の設定	43
3	障がい児福祉サービスの見込み量及び確保の方策	45
第6章	計画の推進	
1	計画の推進における連携	50
2	計画の進行管理	51
3	計画の普及・啓発	51
資料編		
資料1	障がい福祉計画策定委員会設置要綱	52
資料2	策定委員名簿	53

第1章 計画の基本事項

1 計画策定にあたって

住田町は令和2年5月に、「豊かな水と緑に生まれ 安らぎとにぎわいが調和する 共生のまち 住田」を基本理念に、計画期間を5年とした住田町総合計画を策定しました。福祉分野としては、高齢者や子ども、障がい者を含むすべての住民が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、一人ひとりを認め合い、住民と関係機関、行政とが協力し合う、人づくり、仕組みづくり、基盤づくりを進めること目標とし取り組みを進めています。

平成31年3月には、「すべての人を主役に お互いを尊重し 支え合い 安心して 健やかに暮らせるまちづくり」を基本理念に掲げ、「みんなで育ち合う人づくり」・「みんなで支えるまちづくり」・「みんなで創る人にやさしいまちづくり」を基本目標とした令和元年度から令和10年度までの10年間の「第2期住田町保健福祉計画(地域福祉計画・障がい者計画)」を策定しました。令和3年3月には、国の指針に即し、障がい福祉サービス及び相談支援事業、地域生活支援事業の提供体制の確保を計画的に図るための「第6期住田町障がい福祉計画」及び「第2期住田町障がい児福祉計画」を策定し、サービスの提供に努めています。

このたび、令和3年度から令和5年度までを計画期間とした「第6期住田町障がい福祉計画」及び「第2期住田町障がい児福祉計画」が期間満了を迎えることから、現状分析や国の基本指針を踏まえ、「第7期住田町障がい福祉計画」及び「第3期住田町障がい児福祉計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け・計画期間

(1) 計画の位置付け

各計画の法定上の位置付けは、次のとおりです。

- 障害者基本計画(障害者基本法第 11 条第3項)

⇒ 主に障がい者施策の基本理念と施策の方向性を定めます。

- 障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第1項)

⇒ 主に数値目標と障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の見込み量を定めます。

- 障害児福祉計画(児童福祉法第 33 条の 20 第1項)

⇒ 主に数値目標と障がい児通所支援、障がい児入所支援及び障害児相談支援の見込み量を定めます。

- その他

⇒ 本計画は、障害者基本法に基づく障がい者施策の基本理念と施策の方向性を定めた「住田町保健福祉計画」の一部をなすものであり、障がいに関する福祉サービスに関する具体的な数値目標などを定めるものです。また、計画の策定にあたっては、上位計画である「住田町総合計画」やその各分野別計画と整合性を図るものとします。

(2) 計画期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までを計画期間とした第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の見直しを行い、令和6年度から令和8年度までの計画期間とします。

第2期住田町保健福祉計画(地域福祉計画・障がい者計画) 令和元年度～令和10年度 【障害者基本法】	
第6期住田町障がい者福祉計画 (現計画)	第7期住田町障がい福祉計画 【障害者総合支援法】
第2期住田町障がい児福祉計画 (現計画)	第3期住田町障がい児福祉計画 【児童福祉法】

(3) 障がい者の範囲

本計画における障がい者の範囲は、障害者基本法の規程に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能に障がいがあるため、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人を対象とします。また、高次脳機能障害や難病により同様な状態にある人も対象とします。

3 策定体制

(1) アンケート調査による障がい者の意向把握

計画策定の基礎資料として、障がい者(身体障がい・知的障がい・精神障がい者(児)など)を対象に「第7期障がい者計画策定のためのアンケート調査」(以下、「アンケート調査」という。)を実施しました。

(2) 策定委員会による審議

本計画の策定は、障がい者団体関係者、社会福祉・医療関係者などで構成する「住田町障がい福祉計画策定委員会」において、審議を行いました。

第2章 住田町の障がい者の現状

1 障がい者（児）数の推移

（1）障害者手帳所持者数

住田町の障がい者数は、『身体障がい・知的障がい・精神障がい』を合わせ、令和4年度末現在で388人です。障がい者別の内訳で見ると、身体障害者手帳所持者231人(69%)、療育手帳所持者(知的障害)68人(20%)、精神障害者保健福祉手帳所持者39人(11%)となっています。また、令和4年度末現在の難病患者数は、50人となっており、横ばい傾向にあります。

【身体障害者手帳所持者数（年齢別）】（令和5年3月31日現在）

単位：人

級	総数	0～17歳	18～19歳	20～64歳	65～69歳	70歳以上
1	82	1	0	19	8	54
2	23	1	0	7	2	13
3	46	0	0	9	3	34
4	53	0	0	6	7	40
5	11	0	0	3	1	7
6	16	0	0	2	0	14
計	231	2	0	46	21	162

岩手県調べ

【身体障害者手帳所持者数（障がい別）】18歳未満（障がい児）

	視覚視野	聴覚平衡	音声・言語 咀嚼	肢体不自由	内部障害	計
R2. 3. 31現在	1	0	0	0	0	1
R5. 3. 31現在	1	0	0	1	0	2

岩手県調べ

【身体障害者手帳所持者数（障がい別）】18歳以上

	視覚視野	聴覚平衡	音声・言語 咀嚼	肢体不自由	内部障害	計
R2. 3. 31現在	13	29	6	167	93	308
R5. 3. 31現在	11	21	3	110	84	229

岩手県調べ

【療育手帳所持者数】

単位：人

		R3. 3. 31 現在	R4. 3. 31 現在	R5. 3. 31 現在
A (重度)	18歳未満(障がい児)	1	1	1
	18歳以上	26	26	26
B (中軽度)	18歳未満(障がい児)	0	0	0
	18歳以上	41	41	41
計		68	68	68

岩手県調べ

【精神障害者保健福祉手帳所持者数】 (令和5年3月31日現在)

級	人数
1	11
2	21
3	7
合計	39

岩手県調べ

【難病患者数】

	人数
令和3年3月31日現在	50
令和4年3月31日現在	51
令和5年3月31日現在	50

岩手県調べ

第3章 計画の基本理念

1 第7期障がい福祉計画について

障がい福祉計画は、本町の障がいのある人が生涯を通じて自立した生活を送ることができるよう、地域生活での支援や一般就労への支援、相談支援などのサービス提供体制の確保に関する目標などを定めるものです。

第7期障がい福祉計画では、第6期障がい福祉計画(令和3年度～令和5年度)にかかる各年度のサービス見込み量の達成状況を点検・評価し、その結果を踏まえて内容を見直し、令和6年度から令和8年度までの計画を定めます。国の基本指針に基づき、第7期障がい福祉計画に盛り込む内容は次のとおりです。

目標 『障がいのある人もない人も 地域で共に生きるまち』

(1) 障がい者が安心して暮らせる生活環境の整備

住み慣れた地域で安心して暮らせるということは、障がいのあるなしにかかわらず、生活の満足度を高めるうえで非常に重要なことです。すべての人が基本的な人権を尊重し、安全な暮らしを共に営める地域社会を推進します。

(2) 障がい者の自立・社会参加の促進

教育を受け、働きそして社会に参加するということは、基本的な人権として誰もが持っている正当な権利です。ノーマライゼーションの理念を実現するためにも、地域における自立した生活を支援するとともに、社会的な壁を除き、地域社会における日常生活及び社会生活を総合的に支援する仕組みづくりを進めていきます。

(3) 障がい者が生きがいをもって暮らせる地域社会づくり

障がいのあることが特別なことではなく、一人ひとりが住田町を構成する町民として、自らの能力を発揮して、自己表現ができるまちの実現をめざします。

2 第3期障がい児福祉計画について

障がい児福祉計画は、本町の障がい児支援のニーズに的確に応えることができるよう、障がい児通所支援などの提供体制を整備し、円滑な実施を確保していくための目標及び見込み量を確保するための方策を定めるものです。

なお、国の基本指針に基づき、第3期障がい児福祉計画に盛り込む内容は、次のとおりです。

障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から支援できるように、障がい児支援の体制の整備を図ります。また障がい児のライフステージに即した切れ目ない支援を行うにあたり、母子保健、医療、児童福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図り、一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。また、障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育などの支援を受けられるようにしていくことで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

第4章 第7期障がい福祉計画

1 第6期障がい福祉計画の進捗

国は、第6期障がい福祉計画(令和3年度～令和5年度)の策定にあたって、入所・入院から地域生活への移行及び精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築並びに福祉的就労から一般就労への移行目標について積極的かつ具体的な指針を示し、サービスごとの見込み量について計画の分析・評価・見直しを行うという枠組みを示しています。

成果目標	サービス利用推移として用いる項目
○ 施設入所者の地域生活への移行 ・ 地域生活移行者の増加 ・ 施設入所者の削減	① 就労移行支援の利用者数 ② 共同生活援助の利用者数 ③ 地域移行支援・地域定着支援の利用者数 ④ 施設入所支援の利用者数
○ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・ 保健・医療及び福祉関係者による協議の場の設置	
○ 地域生活支援拠点などの整備	
○ 福祉施設からの一般就労移行 ・ 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加 ・ 就労移行支援事業の利用者の増加	① 就労移行支援事業などから一般就労への移行者数 (就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型) ② 就労移行支援事業の利用者数 ③ 就労定着支援の利用者数

※ 数値指標のうち各サービス利用推移については、本章「3 障がい福祉サービスの見込み量及び確保の方策」(P.20～34)を参照

本町においても、国・県が示す指針に準拠して成果目標を設定し、障がいのある人の状況と意向、地域の受入体制などの状況を踏まえたうえで、サービス事業所や各種支援機関などと連携しながら、地域移行や一般就労への移行に向けて、次のとおり取り組みを進めました。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

図表 本町における地域移行の目標(令和5年度末)

項目	数値	備考
令和元年度末時点の 入所者数(A)	32人	令和元年度末時点の施設入所者数
令和5年度末の 施設入所者数(B)	【目標値】 30人	令和5年度末時点の利用人員
	【実績値】 29人	
削減見込(A-B)	△3人	差引増加見込み数
地域生活移行者数	【目標値】 2人	施設入所からグループホームなどへ移行した人の数
	【実績値】 0人	

◎ 施設入所者の地域生活への移行状況（活動指標による推移）

- 地域生活への移行者の状況を確認し、必要な支援や移行に向けて取り組みを進めてきた結果、施設入所者は令和5年度見込みでは29人となり目標値を上回り、地域生活移行者数については、令和5年度見込みでは0人となっており、目標値を下回っています。
- 共同生活援助の利用者数は増加しており、概ね計画値どおりの推移となっていますが、就労移行支援の利用人数、施設入所支援の利用者数は横ばい傾向となっており、地域生活への移行にはつながっていない状況です。(利用状況の推移はP.24～30参照)

◎ 取り組みの評価・今後の改善など

- 施設入所者の地域生活への移行を推進するため、引き続き「施設での生活」から「地域での生活」への移行ニーズや求められる支援などの把握と分析を進めます。
- 相談支援機能の充実、体験の機会・場づくりに努めるとともに、気仙圏域で設置している気仙地域障がい者自立支援協議会をはじめとする関係機関のネットワークの強化を図り、地域での生活を支援していきます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

図表 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

項目	数値
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	【目標値】 年1回
	【実績値】 3回
保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	【目標値】 10人
	【実績値】 21人
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	【目標値】 年1回
	【実績値】 1回

◎ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築への取り組み状況

- 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進するため、包括的かつ継続的な地域生活支援体制整備を計画的に行っていくよう、気仙圏域の保健、医療及び福祉関係者による協議の場を設定し、また、協議の場について気仙地域障がい者自立支援協議会地域移行支援部会の中で進めていきました。

◎ 取り組みの評価・今後の改善など

- 障がい者及び保健・医療・福祉関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるよう、今後も気仙地域障がい者自立支援協議会地域移行支援部会の中で、県と協議しながら進めていきます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

図表 地域生活支援拠点等の整備

項目	数 値	備 考
地域生活支援拠点等の整備	【目標値】 気仙圏域内に 2か所	令和5年度末までに、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備
	【実績値】 未設置	
地域生活支援拠点等の充実に 向けた検証・検討	【目標値】 年1回	地域生活支援拠点等の機能充実のため、年1回以上の運用状況を検証、検討すること
	【実績値】 0回	

◎ 地域生活支援拠点等の整備の取り組み状況

- 地域生活支援拠点等の整備について、気仙圏域(大船渡市・陸前高田市・住田町)で整備するため、気仙地区障がい者自立支援協議会に協力をお願いしながら、進めてきました。
- 拠点等の整備については、気仙地区障がい者自立支援協議会へ障がい者の親亡き後や、緊急時の受入れに対応する地域生活支援拠点の整備について課題の把握や関係機関の調整の協力をお願いしました。

◎ 取り組みの評価・今後の改善など

- 障がい者の地域生活を支援するための機能充実に向けた取り組みを継続してきました。
- 今後も、拠点等に関与するすべての機関、人材の有機的な結びつきの強化に向けた取り組みを気仙地区障がい者自立支援協議会と協力し継続していきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 一般就労への移行

項目	数値	備考
令和元年度年間の 一般就労移行者数	1人	令和元年度に一般就労した人の数
令和5年度年間の 一般就労移行者数	【目標値】 2人	令和5年度に令和元年度実績の1.27倍以上
	【実績値】 0人	

I 就労移行支援事業における年間一般就労移行者数

項目	数値	備考
令和元年度年間の 一般就労移行者数	1人	①のうち、令和元年度において就労移行支援事業所を利用した人の数
令和5年度年間の 一般就労移行者数	【目標値】 2人	令和5年度における利用者数(サービスなど利用計画案を踏まえて、アセスメント期間(暫定支給決定期間)を設定し、利用者の最終的な意向確認のうえ、就労移行支援の利用が適していると判断された人)が、令和元年度における利用者数の1.3倍以上とすること
	【実績値】 0人	

II 就労継続支援A型事業における一般就労移行者数

項目	数値	備考
令和元年度年間の 就労継続支援A型事業の 一般就労移行者数	0人	①のうち、令和元年度において就労継続支援A型を利用した人の数
令和5年度年間の 就労継続支援A型事業の 一般就労移行者数	【目標値】 0人	令和5年度における利用者数(サービスなど利用計画案を踏まえて、アセスメント期間(暫定支給決定期間)を設定し、利用者の最終的な意向確認のうえ、就労継続支援A型の利用が適していると判断された人)が、令和元年度における利用者数の1.26倍以上とすること
	【実績値】 0人	

Ⅲ 就労継続支援 B 型事業における一般就労移行者数

項目	数 値	備 考
令和元年度年間の 就労継続支援B型事業の 一般就労移行者数	0人	①のうち、令和元年度において就労継続支援 B 型を利用した人の数
令和5年度年間の 就労継続支援B型事業の 一般就労移行者	【目標値】 0人	令和5年度における利用者数(サービスなど利用計画案を踏まえて、アセスメント期間(暫定支給決定期間)を設定し、利用者の最終的な意向確認のうえ、就労継続支援B型の利用が適していると判断された人)が、令和元年度における利用者数の 1.23 倍以上とすること
	【実績値】 0人	

② 一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者数

項目	数 値	備 考
【目標値】 令和5年度年間の 一般就労移行者数	2人	令和5年度に一般就労した人の数
【目標値】 令和5年度の就労移行支援を通じて一般就労に移行する人の就労定着支援事業の利用者	1人	令和5年度における就労移行支援事業などを通じて一般就労に移行する人のうち、7割が就労定着支援事業を利用すること

③ 就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率

項目	数 値	備 考
【目標値】 令和5年度末の支援開始 1年後の職場定着率	—	就労定着支援による(支援開始1年後の)職場定着率が8割以上の市町村内の事業所を全体の7割以上とすることを基本

※ 町内に就労定着支援事業所がないため、目標値の設定なし

◎ 福祉施設から一般就労への移行・就労移行支援事業の利用状況

- 福祉施設利用者の一般就労への移行者数、就労移行支援事業の利用者数は共に目標値を下回りました。

◎ 取り組みの評価・今後の改善など

- 町内に就労移行支援事業所はありませんが、町内の就労継続支援(B型)事業所や他圏域の事業所と連携を図りながら進めていきます。

2 第7期障がい福祉計画における成果目標の設定

計画期間における成果目標を次のとおり設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

本町では、本人の自己決定を尊重し、その家族など関係者の理解や支援なども得ながら、地域生活への移行を進めます。また、各サービス提供事業所と連携して地域生活の基盤整備に努めます。

図表 施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
令和4年度の施設入所者数(A)	29人	令和4年度末時点の施設入所者数
令和8年度末の施設入所者数(B)	27人	令和8年度末時点の利用見込み人員
【目標値】 削減見込(A-B)	2人	令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減
【目標値】 地域生活移行者数	1人	令和4年度末の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進するため、包括的かつ継続的な地域生活支援体制整備を計画的に行っていくよう、気仙圏域の保健、医療及び福祉関係者による協議の場を設定します。また、協議の場について、次のとおり目標を設定し、精神科病院からの早期退院及び退院による地域移行をすすめるための目標を定めます。

項目	第7期		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	10人	10人	10人
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

項目	第7期		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援の利用者のうち精神障がい者の地域移行支援の利用者数	0人	0人	1人
地域定着支援の利用者のうち精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0人	0人	1人
共同生活援助利用者のうち精神障がい者の共同生活援助の利用者数	0人	0人	1人
自立生活援助利用者のうち精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0人	0人	1人
自立訓練(生活訓練)利用者のうち精神障がい者の自立訓練(生活訓練)の利用者数	0人	0人	1人

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の高齢化や重度化及び「親亡き後」も見据えつつ、障がい者の地域生活支援をさらに推進するための、地域生活支援拠点の整備向け必要となる機能の確保について検討していく必要があります。

地域における居住支援には、コーディネーターの配置や、緊急時の受け入れ及び対応、専門性の確保等、地域の体制づくり等が求められ、本町では、令和8年度末までに気仙圏域で1か所整備することを目指します。

また、地域生活支援拠点整備後には、運用状況の検証、検討を行い、強度行動障がい等を有する者に関する支援ニーズを把握し、支援体制の整備を検討します。

図表 地域生活支援拠点等の整備

項目	数値	国の指針による考え方
【目標値】 地域生活支援拠点等の整備	気仙圏域内に 1か所	令和8年度末までに、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備
【目標値】 地域生活支援拠点等の充実に 向けた検証・検討	年1回	地域生活支援拠点等の機能充実のため、年1回以上の運用状況を検証、検討すること

(4) 福祉施設からの一般就労への移行等

一般就労への移行にあたっては、相談支援やサービス提供事業所などとともに、一般就労への不安解消に努めます。本町には就労移行支援事業所及び就労定着支援事業所はありませんが事業所や関係機関と連携を図りながら、本町の現況に即した一般就労への移行及び職場定着を進めます。

① 一般就労への移行

項目	数値	国の指針による考え方
令和3年度年間の 一般就労移行者数	2人	令和3年度に一般就労した人の数
【目標値】 令和8年度年間の 一般就労移行者数	3人	令和8年度に令和3年度実績の1.28倍以上

I 就労移行支援事業における年間一般就労移行者数

項目	数値	国の指針による考え方
令和3年度年間の 一般就労移行者数	2人	①のうち、令和3年度において就労移行支援事業所を利用した人の数
【目標値】 令和8年度年間の 一般就労移行者数	3人	令和8年度における利用者数(サービスなど利用計画案を踏まえて、アセスメント期間(暫定支給決定期間)を設定し、利用者の最終的な意向確認のうえ、就労移行支援の利用が適していると判断された人)が、令和3年度における利用者数の1.31倍以上とすること

II 就労継続支援A型事業における一般就労移行者数

項目	数値	国の指針による考え方
令和3年度年間の 就労継続支援A型事業の 一般就労移行者数	0人	①のうち、令和3年度において就労継続支援A型を利用した人の数
【目標値】 令和8年度年間の 就労継続支援A型事業の 一般就労移行者数	2人	令和8年度における利用者数(サービスなど利用計画案を踏まえて、アセスメント期間(暫定支給決定期間)を設定し、利用者の最終的な意向確認のうえ、就労継続支援A型の利用が適していると判断された人)が、令和3年度における利用者数の1.29倍以上とすること

Ⅲ 就労継続支援 B 型事業における一般就労移行者数

項目	数 値	国の指針による考え方
令和3年度年間の 就労継続支援B型事業の 一般就労移行者数	0人	① のうち、令和3年度において就労継続支援 B 型 を利用した人の数
令和8年度年間の 就労継続支援B型事業の 一般就労移行者	2人	令和8年度における利用者数(サービスなど利用計画 案を踏まえて、アセスメント期間(暫定支給決定期間) を設定し、利用者の最終的な意向確認のうえ、就労 継続支援B型の利用が適していると判断された人) が、令和3年度における利用者数の 1.28 倍以上とす ること

② 一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者数

項目	数 値	国の指針による考え方
【目標値】 令和8年度年間の 一般就労移行者数	2人	令和8年度に一般就労した人の数が、令和3年度に おける利用者数の 1.41 倍以上とすること
【目標値】 令和8年度の就労移行支援を通 じて一般就労に移行する人の就 労定着支援事業の利用者	1人	令和8年度における就労移行支援事業などを通じて 一般就労に移行する人のうち、7割以上が就労定着 支援事業を利用すること

③ 就労定着支援事業終了後一定期間の職場定着率

項目	数 値	国の指針による考え方
【目標値】 令和8年度末の就労支援事業者 の就労定着率	25%	就労定着支援事業終了後による一定期間の職場定 着率が7割以上となる事業所の割合を2割5分以上と すること

④ 就労移行支援事業所から一般へ移行した者の割合

項目	数値	国の指針による考え方
【目標値】 就労移行支援事業所のうち一般 就労へ移行した者の割合が5割 以上の事業所が5割以上	50%	就労移行支援事業利用事業終了者に占める一般 就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を 5割以上とする。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の指針による考え方では、相談支援体制の充実・強化を推進するため、基幹相談支援センターの設置、地域の相談支援の強化、自立支援協議会における個別事例の検討を通じた、地域サービス基盤の開発・改善等を行なう取り組みを確保することを基本とされています。これらを実施するにあたり、気仙圏域の相談支援事業者との連携関係を強化し、相談支援体制の充実を図ります。また今後は、基幹相談支援センターの圏域での設置、気仙地域障がい者自立支援協議会における、地域サービス基盤の開発・改善等を目的とした個別事例の検討を実施する体制を構築するため取り組んでいきます。

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の指針による考え方では、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築することとしています。そのため、障がい福祉サービス等の質を向上、サービス事業者との情報共有に取り組みます。

項目	第7期		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の有無	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	1回	1回	1回

3 障がい福祉サービスの見込み量及び確保の方策

本町では、令和8年度の目標値の実現と障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び地域生活支援事業の円滑な提供に向けて、地域の実情やサービス利用状況、新たなサービス対象者などを勘案しつつ、計画期間における適切なサービス提供量を見込み、その確保に努めていきます。

(1) 訪問系サービス（1か月当たりの利用見込み）

[サービス概要]

事業名	内 容
居宅介護	自宅を訪問して、入浴、排泄、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいがあり、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障がいや移動に困難を有する障がいのある人などを対象に、外出時に同行し、移動時及びそれに伴う外出先の支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

[第6期のサービスの利用状況・第7期のサービス見込み量の設定]

- 居宅介護サービスについては、令和5年度現在、町内1事業所より提供されています。
- 第6期においては、利用人数は横ばい・利用時間は増加傾向にあります。

項 目	単 位	第6期			第7期			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
居宅介護	計画値	利用者数	10	11	12	9	10	11
	実績	(実人/月)	8	8	8			
	計画値	利用時間数	110	121	132	117	130	143
	実績	(時間分/月)	98	97	103			
重度訪問介護	計画値	利用者数				0	0	1
	実績	(実人/月)						
	計画値	利用時間数				0	0	10
	実績	(時間分/月)						

同行援護	計画値	利用者数	第6期計画では、居宅介護の項目のみであったため見込み量の設定なし	0	0	1
	実績	(実人/月)				
	計画値	利用時間数		0	0	10
	実績	(時間分/月)				
行動援護	計画値	利用者数		0	0	1
	実績	(実人/月)				
	計画値	利用時間数		0	0	10
	実績	(時間分/月)				
重度障害者等包括支援	計画値	利用者数		0	0	0
	実績	(実人/月)				
	計画値	利用時間数		0	0	0
	実績	(時間分/月)				

※ 利用実績は令和3年度～令和4年度は3月末、令和5年度は9月末現在

[見込み量の設定]

- 令和6年度から令和8年度までの利用人数の見込みについては、第6期の推移を踏まえ、各年度1人増として算定しています。
- 令和6年度から令和8年度までの利用時間数の見込みについては、各年度に見込まれる利用人数に1人当たり見込み利用量(13時間/月)を掛けて算定しています。
- 第7期計画より居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援ごとの利用者人数について設定することとなっています。本町において重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の利用者はおりませんが、引き続きニーズ把握に努めます。

[見込み量確保の方策]

- 現状では計画期間における見込み量の確保は可能と考えられますが、引き続き、既存事業所でのサービス提供状況を確認し、見込み量を確保します。
- 障がい福祉サービスを必要としている方が地域で安心して暮らしていけるように、対象者への見守りを強化するとともに、関係者との連携を図りながら、必要とされるサービスの把握に努めます。
- 重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援サービスについては、これまでサービス利用実績はありませんが、地域の障がいサービスのニーズ把握に努め、必要と認める場合には、サービスの提供に努めます。

(2) 日中活動系サービス（1か月当たりの利用見込み）

① 生活介護

[サービス概要]

事業名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中の間、入浴、排泄、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

[第6期のサービスの利用状況・第7期のサービス見込み量の設定]

- 生活介護サービスは、令和2年度現在、町内に事業所はなく、気仙圏域内外のサービス提供事業所より、提供されています。
- 利用状況は、第6期以降、利用人数、利用日数とも増加の推移となっています。
- 実績と計画値との比較では、利用人数、利用日数ともに計画値をやや下回る年度があります。

項 目	単 位	第6期			第7期			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
生活介護	計画値	利用者数	37	37	37	38	38	38
	実績	(実人/月)	34	34	36			
	計画値	利用日数	766	766	766	741	741	741
	実績	(人日分/月)	679	670	675			

※ 利用実績は令和3年度～令和4年度は3月末、令和5年度は9月末現在

[見込み量の設定]

- 令和6年度から令和8年度までの利用人数の見込みについては、第6期の実績と今後の利用見込みから、1人増として算定しています。
- 令和6年度から令和8年度までの利用日数の見込みについては、各年度に見込まれる利用人数に1人当たり見込み利用量(19.5人日/月)を掛けて算定しています。

[見込み量確保の方策]

- サービスの需要の動向把握に努めるとともに、関係機関と連携し、障がい者の入浴、排せつ、食事等の支援を行うとともに、日中の創作的活動や生産活動の機会などの提供に努めます。

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

[サービス概要]

事業名	内 容
自立訓練 （機能訓練）	身体障がいをもつ者が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 （生活訓練）	知的障がいまたは精神障がいをもつ者が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

[第6期のサービスの利用状況・第7期のサービス見込み量の設定]

（機能訓練）

○ 令和5年度現在、気仙圏域に事業所はなく、利用もない状況です。

（生活訓練）

○ 令和5年度現在、町内に事業所はなく、利用もない状況です。

○ 利用状況は、第6期以降、利用はありませんでした。

項 目	単 位	第6期			第7期		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自立訓練 （機能訓練）	計画値	利用者数	0	0	0	0	0
	実績	（実人/月）	0	0	0		
	計画値	利用日数	0	0	0	0	0
	実績	（人日分/月）	0	0	0		
自立訓練 （生活訓練）	計画値	利用者数	0	0	1	0	0
	実績	（実人/月）	0	0	0		
	計画値	利用日数	0	0	10	0	0
	実績	（人日分/月）	0	0	0		

※ 利用実績は令和3年度～令和4年度は3月末、令和5年度は9月末現在

[見込み量の設定]

○ 令和6年度から令和8年度までの利用人数の見込みについては、第6期の推移を踏まえ、機能訓練は0人、生活訓練は令和8年度1人を見込んでいます。

○ 生活訓練の令和6年度から令和8年度までの利用日数の見込みについては、令和8年度に見込まれる利用人数に1人当たり見込み利用量(10.0人日/月)を掛けて算定しています。

[見込み量確保の方策]

- 入所施設や病院から地域生活移行を促進するために、気仙圏内の市町及びサービス提供事業所と連携を図り、生活能力の維持・向上などの支援を必要とする人の把握に努め、引き続き適切なサービス提供基盤を確保します。

③ 就労移行支援

[サービス概要]

事業名	内 容
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

[第6期のサービスの利用状況・第7期のサービス見込み量の設定]

- 令和5年度現在、町内に事業所はなく、気仙圏内外のサービス提供事業所より、提供されています。
- 利用状況は、利用人数は横ばいですが、利用日数については増減があります。

項 目	単 位	第6期			第7期			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
就労移行支援	計画値	利用者数	1	1	1	1	1	
	実績	(実人/月)	1	1	1			
	計画値	利用日数	20	20	20	20	20	20
	実績	(人日分/月)	9	14	16			

※ 利用実績は令和3年度～令和4年度は3月末、令和5年度は9月末現在

[見込み量の設定]

- 令和6年度から令和8年度までの利用人数の見込みについては、第6期の推移を踏まえ、現状維持としています。
- 令和6年度から令和8年度までの利用日数の見込みについては、各年度に見込まれる利用人数に1人当たり見込み利用量(20.0人日/月)を掛けて算定しています。

[見込み量確保の方策]

- 障がいのある方が、就労に移行できるよう関係機関と調整を図りながら、提供体制の整備に努めます。また、福祉施設等から地域生活への移行後の就労支援も推進していきます。

④ 就労継続支援（A型・B型）

[サービス概要]

事業名	内 容
就労継続支援 (A型)	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 A型は事業者との雇用契約があるサービス(最低賃金を保障)です。
就労継続支援 (B型)	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 B型は雇用契約がないサービスで、雇用契約を結んでの就業が困難な方が対象です。

[第6期のサービスの利用状況・第7期のサービス見込み量の設定]

(就労継続支援 A 型)

- 令和5年度現在、町内に事業所はなく、利用もない状況です。

(就労継続支援 B 型)

- 令和5年度現在、町内1事業所のほか、気仙圏域内外のサービス提供事業所より、提供されています。
- 利用状況は、令和2年に、利用人数、利用日数ともに減少しており、実績と計画値との比較においても、ともに計画値を下回る推移となっています。

項 目		単 位	第6期			第7期		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
就労継続支援 (A型)	計画値	利用者数	1	1	1	1	1	1
	実績	(実人/月)	0	0	1			
	計画値	利用日数	20	20	20	20	20	20
	実績	(人日分/月)	0	0	19			
就労継続支援 (B型)	計画値	利用者数	26	27	28	27	28	29
	実績	(実人/月)	21	23	24			
	計画値	利用日数	520	540	560	540	560	580
	実績	(人日分/月)	388	395	409			

※ 利用実績は令和3年度～令和4年度は3月末、令和5年度は9月末現在

[見込み量の設定]

- 令和6年度から令和8年度までの利用人数の見込みについては、第6期の推移と気仙圏域外のグループホーム利用者の利用が見込まれることから、就労継続支援(A型)は、各年度1人を見込んでいます。
(B型)は令和6年度3人増、令和7年度以降は各1人増を見込んでいます。
- 令和6年度から令和8年度までの利用日数の見込みについては、各年度に見込まれる利用人数に1人当たり見込み利用量(A型・B型とも 20.0 人日/月)を掛けて算定しています。

[見込み量確保の方策]

- 一般就労に結びつかない障がい者の就労への意欲を理解しながら、就労継続支援B型の利用を通して就労へ向けた訓練の機会を拡充していきます。また、障がい者の能力に応じた作業を提供できるよう、町内の事業所及び気仙圏域の事業所から適切なサービスを提供できるよう、相談支援事業所と連携しながら、必要量の確保に努めます。
- 就労継続支援の現状を維持するためには、各事業所の安定的な運営を図る必要があります。障害者優先調達推進法に基づき、町による発注の拡充に努めます。

⑤ 就労定着支援

[サービス概要]

事業名	内 容
就労定着支援	一般就労した障がい者が、職場に定着できるよう、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などの支援を一定の期間にわたり行います。

[第6期のサービスの利用状況・第7期のサービス見込み量の設定]

- 令和5年度現在、町内に事業所はありませんが、気仙圏域外のグループホーム利用者の利用が見込まれます。
- 利用状況は、計画期間における利用人数は、計画値と同数となっています。

項 目	単 位	第6期			第7期		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
就労定着支援	計画値	0	0	1	1	1	1
	実績	1	0	1			

※ 利用実績は令和3年度～令和4年度は3月末、令和5年度は9月末現在

[見込み量の設定]

- 令和6年度から令和8年度までの利用人数の見込みについては、第6期の推移を踏まえて、各年度1人と見込んでいます。

[見込み量確保の方策]

- 就労移行支援、就労継続支援(A・B型)のサービス提供事業所と連携し、サービスの利用状況、一般就労へ移行する人を把握し、適切なサービス利用につながるよう支援します。

⑥ 療養介護

[サービス概要]

事業名	内 容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

[第6期のサービスの利用状況・第7期のサービス見込み量の設定]

- 令和5年度現在、町内にサービス提供事業所はなく気仙圏域外の事業所よりサービスが提供されています。
- 利用状況は、令和3年度以降4人で推移しており、計画期間における利用人数は、計画値と同数となっています。

項 目	単 位	第6期			第7期		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
療養介護	計画値	4	4	4	4	4	4
	実績	4	4	4			

※ 利用実績は令和3年度～令和4年度は3月末、令和5年度は9月末現在

[見込み量の設定]

- 令和6年度から令和8年度までの利用人数の見込みについては、現状維持と見込んでいます。

[見込み量確保の方策]

- 療養介護については、18歳以上の重症心身障がい児入所者が対象者となることや利用者の高齢化に伴い、今後常時介護を必要とする人が増える可能性があるため、引き続き見込み量の確保に努めます。

⑦ 短期入所

[サービス概要]

事業名	内 容
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排泄、食事の介護などを行います。

[第6期のサービスの利用状況・第7期のサービス見込み量の設定]

- 令和5年度現在、町内にサービス提供事業所はなく気仙圏域内外のサービス提供事業所より、提供されています。
- 第6期における利用人数と、一人当たりの利用日数は増加しています。

- 短期入所については、緊急時の対応や、介護者が休養をとる際のレスパイトとしての機能も有していることから、サービス提供体制の充実に努めます。

項目		単位	第6期			第7期		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所 (福祉型)	計画値	利用者数	2	2	3	2	2	3
	実績	(実人/月)	1	1	2			
	計画値	利用日数	20	20	30	40	40	60
	実績	(人日分)	7	3	17			
短期入所 (医療型)	計画値	利用者数	0	0	1	0	0	1
	実績	(実人/月)	0	0	0			
	計画値	利用日数	0	0	5	0	0	5
	実績	(人日分)	0	0	0			

※ 人日分＝(月間利用人数)×(1人1月あたりの平均利用日数)

※ 利用実績は令和3年度～令和4年度は3月末、令和5年度は9月末現在

[見込み量の設定]

- 令和6年度から令和8年度までの利用人数の見込みについては、第6期の推移を踏まえ見込んでいます。
- 令和6年度から令和8年度までの利用日数の見込みについては、各年度に見込まれる利用人数に1人当たり見込み利用量(福祉型:20.0人日/月、医療型:5.0人日/月)を掛けて算定しました。

[見込み量確保の方策]

- 親の高齢化に伴い、利用者数、利用日数ともに増加が見込まれることから、引き続きサービス基盤の確保を図ります。
- 地域生活支援拠点の有する機能の充実と、緊急時における障がい者の受け入れなどを円滑に行うことができるように、地域の事業所との連絡体制の構築を図ります。

⑧ 就労選択支援 (新設)

[サービス概要]

事業名	内容
就労選択支援	障がい者本人が就労先、働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

[第7期のサービス見込み量の設定]

- 令和7年度から新たに実施されるサービスであり、特別支援学校卒業生数、就労移行支援、就労継続支援A型又はB型を新たに利用する者の数や、就労移行支援、就労継続支援A型又はB型を現に利用している者の数を勘案して算定します。
- ニーズの把握に努めながら、関係機関と連携して支援をしていきます。

項目		単位	第7期		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	計画値	利用者数 (実人/月)	一人	1人	1人

(3) 居住系サービス（1か月当たりの利用見込み）

① 共同生活援助

[サービス概要]

事業名	内容
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助などを行います。

[第6期のサービスの利用状況・第7期のサービス見込み量の設定]

- 令和5年度現在、町内にサービス提供事業所はなく気仙圏域内外のサービス提供事業所より、提供されています。
- 利用状況は、第6期以降、利用者が増加傾向にあります。利用実績と計画値との比較では、令和元年度以降、計画値と同数の推移となっています。

項目		単位	第6期			第7期		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	計画値	利用者数 (実人/月)	10	11	11	13	14	15
	実績		9	9	12			

※ 利用実績は令和3年度～令和4年度は3月末、令和5年度は9月末現在

[見込み量の設定]

- 令和6年度から令和8年度までの利用人数の見込みについては、第6期の推移から各年度1人増を見込んでいます。

[見込み量確保の方策]

- 住まいの確保は、地域での自立した生活を目指すうえで引き続き重要な取り組みです。サービスの需要の把握に努め、地域における生活の場として、サービス事業所等の関係機関と連携を図りながら必要なサービス量を確保し、事業所と連携を図りながらサービスを提供していきます。

② 施設入所支援

[サービス概要]

事業名	内 容
施設入所支援	施設に入所する人に対し、夜間や休日の入浴、排泄、食事の介護など日常生活の支援を行います。

[第6期のサービスの利用状況・第7期のサービス見込み量の設定]

- 令和5年度現在、町内にサービス提供事業所はなく、気仙圏域内外のサービス提供事業所より、提供されています。
- 利用状況は、第6期における利用者数は横ばい状態となっています。

項 目	単 位	第6期			第7期			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
施設入所支援	計画値	利用者数	32	32	31	29	29	27
	実績	(実人/月)	30	29	29			

※ 利用実績は令和3年度～令和4年度は3月末、令和5年度は9月末現在

[見込み量の設定]

- 入所者及び家族の高齢化など、退所は困難と考えられるほか、介護者の高齢化により施設入所を希望する人もいるため、現状維持と見込んでいますが、地域生活の移行者数を考慮し令和8年度に2人減と見込んでいます。

[見込み量確保の方策]

- 現状把握に努め、現在施設に入所されている方やこれから入所を希望されている方の要望に応えられるように必要量の確保に努めます。また、地域移行については、利用者や家族の状況を把握しながら、無理のないよう進めていきます。

③ 自立生活援助

[サービス概要]

事業名	内 容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホームなどからひとり暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応を行います。また、障がい者の理解力、生活力などを補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

[第6期のサービスの利用状況・第7期のサービス見込み量の設定]

- 事業所が気仙圏域にないため利用者がいない状況ですが、引き続き本サービスが必要なタイミングで利用できるよう、検討していく必要があります。

項 目	単 位	第6期			第7期			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
自立生活支援	計画値	利用者数	0	0	1	0	0	1
	実績	(実人/月)	0	0	0			

※ 利用実績は令和3年度～令和4年度は3月末、令和5年度は9月末現在

[見込み量の設定]

- 第6期の利用実績はないものの、平成30年度からの新規事業であり、地域移行を推進するうえで必要なサービスであるため、令和8年度に1人を見込んでいます。

[見込み量確保の方策]

- 親の高齢化に伴い、利用者が見込まれることなどから、サービス需要の確認を行いながら、必要な助言や医療機関等への連絡調整を行います。また、利用者からの相談や要請があった際は、随時の対応も行います。

(4) 相談支援（1か月当たりの利用見込み）

[サービス概要]

事業名	内 容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての障がい者及び地域相談支援を利用する障がい者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画の作成、利用状況の検証、計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者施設に入所している障がい者や入院している精神障がい者などを対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居からひとり暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人などを対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態などに対する相談や緊急訪問、緊急対応などの支援を行います。

[第6期のサービスの利用状況・第7期のサービス見込み量の設定]

- 計画相談支援については、障がい福祉サービスを利用する方全員を対象に計画作成し、定期的なモニタリングを行う必要があるため、サービス利用者数 75 人程度の標準モニタリング数を勘案し目標値を推計します。令和5年度現在、町内にサービス提供事業所はなく、気仙圏域内外のサービス提供事業所より、提供されています。
- 地域移行支援・地域定着支援については、気仙圏域に事業所がないため、現在利用者がいない状況ですが、引き続き本サービスが必要な人が利用できるよう、検討していく必要があります。

項目		単位	第6期			第7期		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	計画値	利用者数	11	11	11	17	18	19
	実績	(実人/月)	13	15	16			
地域移行支援	計画値	利用日数	0	0	1	0	0	1
	実績	(人日分)	0	0	0			
地域定着支援	計画値	利用者数	0	0	1	0	0	1
	実績	(実人/月)	0	0	0			

※ 利用実績は令和3年度～令和4年度は3月末、令和5年度は9月末現在

[見込み量の設定]

- 令和6年度からの計画相談支援の見込み量については、第6期の推移を踏まえて見込んでいます。
- 地域移行支援、地域定着支援については、地域移行が進むことを見込み、令和8年度に1人としています。

[見込み量確保の方策]

- 「計画相談支援」は、気仙地域障がい者自立支援協議会相談部会を活用し、障害者相談支援事業などの機能や役割を整理し、相談支援の質の向上を図ります。
- 「地域移行支援」、「地域定着支援」は、サービス提供基盤として、どの程度の整備が必要なのかを検討しつつ、サービス提供事業所や気仙地域障がい者自立支援協議会、関係機関などが連携し、地域移行が実現できるよう、支援体制の整備と充実を図ります。

(5) 発達障がい者等に対する支援

①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

項目		単位	第6期			第7期		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受講者数	計画値	人/年	0	1	1	1	1	1
	実績		0	0	0			

[見込み量の設定]

- 令和6年度から令和8年度までの利用人数の見込みについては、第6期の推移から各年度1人増を見込んでいます。

[見込み量確保の方策]

- ペアレントトレーニングとは、発達障がい児・者、その保護者や養育者の方を対象に、発達障がい児・者へのかかわり方や心理的ストレスの改善等をめざす家族支援のアプローチのひとつです。またペアレントプログラムとは、子どもや自分自身の行動を把握することで見えてくる保護者の認知的な枠組みを修正していくためのプログラムで、発達障がいに限らず、子育て支援全般に幅広く活用することができます。住田町の実情を鑑み、気仙圏域や岩手県と連携を図りながら体制の整備に努めます。

②ペアレントメンターの人数

項目		単位	第6期			第7期		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントメンターの人数	計画値	人/年	0	1	1	1	1	1
	実績		0	0	0			

※ 利用実績は令和3年度～令和4年度は3月末、令和5年度は10月末現在

[見込み量の設定]

- 令和6年度から令和8年度までの利用人数の見込みについては、第6期の推移から各年度1人増見込んでいます。

[見込み量確保の方策]

- ペアレントメンターとは、発達障がいの子どもを育てた保護者が、同じ立場にある保護者等に対し、それまでの育児経験を生かした助言や情報提供を行う支援施策です。ペアレントメンターの養成については、住田町の実情を鑑み、気仙圏域や岩手県と連携を図りながら体制整備に努めます。

③ ピアサポートの活動への参加人数

項目		単位	第6期			第7期		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
参加人数	計画値	人/年	0	1	1	1	1	1
	実績		0	0	0			

※ 利用実績は令和3年度～令和4年度は3月末、令和5年度は9月末現在

[見込み量の設定]

- 令和6年度から令和8年度までの利用人数の見込みについては、第6期の推移から各年度1人増を見込んでいます。

[見込み量確保の方策]

- ピアサポートとは「仲間同士の支えあい」を意味し、専門家によるサポートとは違い、仲間同士が互いをサポートする仲間力に基づいて行われます。障がい領域におけるピアサポート活動についての啓発や周知を行っていきます。

4 地域生活支援事業サービスの見込み量

(1) 地域生活支援事業の概要

地域生活支援事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条により、市町村が実施主体となり、地域の社会資源の活用及び利用状況等を勘案し、地域の実情に応じて実施する事業であり、本町では気仙圏域2市(大船渡市、陸前高田市)及び岩手県と連携しながら事業を実施していきます。

現在実施していない事業については、関係事業所及び気仙圏域2市と事業の内容や方策について検討します。

図表 主な地域生活支援事業

種別	事業名	内容
必須事業	理解促進・研修啓発事業	障がい者などに対する理解を深めるため、広報活動、研修会などを行う事業です。
	自発的活動支援事業	障がい者福祉の増進と共生社会の実現に向け、障がい者やその家族、地域などからなる団体が地域において自発的に行う活動に対して支援する事業です。
	相談支援事業	○ 障害者相談支援事業 障がいのある人などからの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援、虐待の防止など権利擁護のための援助を行う事業です。 ○ 市町村相談支援機能強化事業 相談支援の強化のために、専門的職員を配置する事業です。 ○ 住宅入居等支援事業 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がい者などに対して、入居に必要な調整などの支援を行うとともに、家主などへの相談・助言を通じて地域生活を支援する事業です。
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者や精神障がい者に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図る事業です。
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見などの業務を適切に行うことができる法人を確保する体制整備に向け、事業の実施方法について、検討する事業です。
	意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者の派遣事業、手話通訳者の設置事業など、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人などと他の人との意思疎通を仲介する事業です。
	日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度障がい者に特殊寝台や特殊マット、入浴補助用具などを給付または貸与する事業です。
	移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動など、社会参加のために外出の際の支援を行う事業です。
	地域活動支援センター事業	地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を供与する事業です。

種別	事業名	内容
任意事業	訪問入浴サービス事業	身体障がいのある人を対象に、自宅での入浴サービスを行う事業です。
	日中一時支援事業	家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障がい者などの日中における活動の場を提供する事業です。
	スポーツ・レクリエーション教室開催など	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増強、交流、余暇などに資するため、障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会を開催する事業です。

(2) 地域生活支援事業の実績および地域生活支援事業の見込み量の設定と確保方策

第6期計画期間における地域生活支援事業の実績と第7期計画期間における地域生活支援事業の見込み量は、次のとおりです。

図表 第6期計画の域生活支援事業の実績および第7期計画の地域生活支援事業の見込み量一覧

項目	単位	第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 理解促進・研修啓発事業	有無	無	無	無	無	無	有
② 自発的活動支援事業	有無	無	無	無	無	無	有
① 相談支援事業							
障害者相談支援事業	か所	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター	有無	無	無	無	無	無	有
市町村相談支援機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	有	有	有	有	有	有
④ 成年後見制度利用支援事業							
成年後見制度利用支援事業	件	0	0	0	1	1	1
⑤ 成年後見制度法人後見支援事業	有無	有	有	有	有	有	有
⑥ 意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	人	0	0	0	1	1	1
手話通訳者設置事業	か所	0	0	0	0	0	0
⑦ 日常生活用具給付事業							
日常生活用具給付事業(計)	件	186	170	169	175	175	175
介護訓練支援用具	件	1	1	0	1	1	1
自立生活支援用具	件	4	0	0	1	1	1
在宅療養等支援用具	件	2	1	0	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件	0	0	0	1	1	1
排せつ管理支援用具	件	179	168	168	170	170	170
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	0	0	1	1	1	1

項目	単位	第6期			第7期		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
⑧ 手話奉仕員養成研修事業	人	2	1	1	1	1	1
⑨ 移動支援事業							
移動支援事業	人	0	0	0	1	1	1
	時間	0	0	0	20	20	20
⑩ 地域活動支援センター							
自市町村利用分	か所	1	1	1	1	1	1
	人	6	8	10	10	10	10
他市町村利用分	か所	3	2	2	3	3	3
	人	3	2	2	3	3	3

(3) 実施に関する考え方・見込み量確保のための方策など

① 理解促進・研修啓発事業

共生社会の実現を図り、障がい者などに対する理解を深めるため、住民に対する研修・啓発を行います。

② 自発的活動支援事業

障害福祉の増進と共生社会の実現に向け、障がいのある方やその家族、地域住民や団体などが地域において自発的に行う活動への啓発活動を行いながら、事業の実施について検討していきます。

③ 相談支援事業

障がい者や障がい児の保護者または障がい者等の介護を行うものなどからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等や権利擁護のために必要な援助を行い、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう総合的に支援します。本町では、気仙圏域3市町で共同実施し、気仙管内の相談支援事業所に委託して事業を継続していきます。

④ 基幹相談支援センターの設置

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談業務(身体障がい・知的障がい・精神障がい)を行うための基幹相談支援センターの設置について、気仙圏域での設置を検討していきます。

⑤ 基幹相談支援センター等機能強化事業

一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員(社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等)を配置し、相談支援機能の強化を図ります。第6期計画に引き続き、気仙圏域での設置を継続していきます。

⑥ 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援します。本町では、気仙圏域で共同し、気仙管内の相談支援事業所に委託して実施していきます。

⑦ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の申立て費用や成年後見人などに対する報酬などを負担することが難しい方に対して審判の申立てに係る費用や成年後見人、保佐人又は補助人に対する報酬を支援します。

令和5年4月に2市1町で共同設置をした、気仙地区成年後見センターを活用し、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、社会福祉協議会など関係機関とのさらなる連携強化を図るとともに、制度に関する情報提供を充実させ、制度の周知啓発活動と必要な人への利用促進に取り組みます。

⑧ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適性に行うことができる法人を確保できる体制を整備する事業ですが、関係機関と連携しながら、事業の実施について検討していきます。

⑨ 意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある方に、手話通訳者等の派遣を行い、障がい者等とその他の人の意思疎通を仲介する事業です。本町では実績はありませんが、今後の利用を考慮し、年1人の利用を見込みました。

手話通訳者設置事業ですが、平成26年度から実施している「手話奉仕員養成研修事業」の受講状況を考慮しながら、検討していきます。

⑩ 日常生活用具給付事業

日常生活用具給付等事業については、相談支援事業や広報などを通じて事業の周知を図るとともに、関係機関との連携のもとで、利用希望者一人ひとりの状況にあわせた適切な用具の給付に努めます。

事業項目	事業内容
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、身体介護を支援する用具や障がい児が訓練に用いるいすなど
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などを支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、在宅療養などを支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具
排せつ管理支援用具	ストマ用装具など、排せつ管理を支援する衛生用品
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	小規模な住宅改修を行う際の費用の一部助成

⑪ 手話奉仕員養成研修事業

平成 26 年度から気仙圏域で実施している手話奉仕員養成事業を継続していきます。今後は、手話通訳者の設置についても検討していきます。

⑫ 移動支援事業

社会生活上、必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。第6期計画の実績はありませんが、年1人程度の利用を見込んでいます。

⑬ 地域活動支援センター

地域の実情に応じ、創作的活動及び生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の様々な活動を通して、障がい者の支援を行います。本町では、在宅の障がい者については、気仙管内の事業所を利用し、共同生活援助(グループホーム)利用者は、居住地の市町村にある地域活動支援センターを利用し、日中の活動の場として利用しています。今後も、継続した利用を行うものとし、現状に応じた見込み人数を推計します。

第5章 第3期障がい児福祉計画

1 第2期障がい児福祉計画の進捗

国は、第2期障がい児福祉計画(令和3年度～令和5年度)の策定にあたって、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築及び発達障がい者支援の一層の充実について積極的かつ具体的な指針を示すとともに、これを「成果目標」とし、計画の分析・評価・見直しを行うという枠組みを示しています。

本町においても、国・県が示す指針に準拠して成果目標を設定し、障がいのある子どもの状況と意向、地域の受入体制などの状況を踏まえたうえで、サービス事業所や各種支援機関などと連携しながら、取り組みを進めています。

(1) 児童発達支援センターの設置

図表 児童発達支援センターの設置(令和5年度末)

項目	数値	備考
【目標値】 児童発達支援センターの 設置	未設置	・ 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。 ・ 市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

◎ 取り組みの評価・今後の改善など

- 児童発達支援センターの整備については気仙圏域で面的整備により、気仙地域障がい者自立支援協議会や関係機関と連携し体制整備の構築を検討します。

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

図表 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築(令和5年度末)

項目	数値	備考
【目標値】 保育所等訪問支援を 利用できる体制の構築	未構築	・ 令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

◎ 取り組みの評価・今後の改善など

- 保育所等訪問支援については、児童発達支援センターの設置とともに、実施体制の整備を検討します。

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保

図表 重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保(令和5年度末)

項目	数値	備考
【目標値】 重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保	圏域で1か所	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。 市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

◎ 取り組みの評価・今後の改善など

- 重症心身障がい児が適切な支援を受けられるよう気仙圏域で実施体制を維持します。

(4) 医療的ケア児に対する協議の場の設置

図表 医療的ケア児に対する協議の場の設置(令和5年度末)

項目	数値	備考
【目標値】 医療的ケア児に対する協議の場の設置	圏域で設置	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関などが連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。 市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与したうえでの、圏域での設置であっても差し支えない。

図表(参考) 医療的ケア児を支援する体制構築

項目	数値	備考
医療的ケア児を支援する体制構築	1人	<ul style="list-style-type: none"> 上記の医療的ケア児に対する協議の場とともに、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

[第2期見込み量の設定]

項目	単位	備考		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人数(実人)	0	1	1

◎ 取り組みの評価・今後の改善など

- 町内では医療的ケア児の支援をコーディネーターを配置し、医療的ケア児の支援を行ってきました。
また、令和5年度からは、医療的ケア児等在宅レスパイト事業を実施し、保護者への支援も行ってきました。

2 第3期障がい児福祉計画における成果目標の設定

計画期間における成果目標を次のとおり設定します。

(1) 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターの整備については気仙圏域で面的整備により、気仙地域障がい者自立支援協議会や関係機関と連携し体制整備の構築を検討します。

図表 児童発達支援センターの設置

項目	数値	備考
児童発達支援センターの設置	圏域で1か所	<ul style="list-style-type: none">令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

保育所等訪問支援の体制整備について、気仙圏域において面的整備による実施体制の構築に努めます。

図表 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項目	数値	備考
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	圏域で1か所	<ul style="list-style-type: none">令和8年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保

気仙圏域では2か所の放課後等デイサービスが設置されており、重症心身障がい児が適切な支援を受けられるよう実施体制を維持します。

図表 重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保

項目	数値	備考
重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保	圏域で1か所	<ul style="list-style-type: none">令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

		・市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
--	--	---------------------------------------

(4) 医療的ケア児に対する支援体制の構築

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関が連携して協議の場を設け、必要とする分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。

図表 医療的ケア児に対する協議の場の設置

項目	数値	備考
医療的ケア児に対する協議の場の設置	圏域で設置	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関などが連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。 市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与したうえでの、圏域での設置であっても差し支えない。

図表（参考）医療的ケア児を支援する体制構築

項目	数値	備考
医療的ケア児を支援する体制構築	1人	<ul style="list-style-type: none"> 上記の医療的ケア児に対する協議の場とともに、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

[第3期見込み量の設定]

項目	単位	備考		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人数(実人)	4	4	4

3 障がい児福祉サービスの見込み量及び確保の方策

(1) 障がい児通所支援（1か月当たりの利用見込み）

① 児童発達支援

[サービス概要]

事業名	内 容
児童発達支援	障がいのある子どもなどに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型発達支援	障がいのある子どもなどに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などのほか、治療を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	児童発達支援などの障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重症心身障がいのある子どもなどに、児童発達支援センターなどから居宅訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を実施します。

[第2期のサービスの利用状況・第3期のサービス見込み量の設定]

(児童発達支援)

- 利用状況は、利用人数は増加傾向となっておりますが、利用日数は個人ごとに必要量が違うため、年度によって幅があります。実績と計画値との比較では、利用人数は令和5年度は増加、利用日数は、令和4年度までは、計画値を下回る推移となっております。
- 1人当たり見込み利用量は、各年で増減がみられますが、増加傾向にあり、令和5年度における1か月の利用日数は、1人当たり5人日/月となっております。

項 目	単 位	第2期			第3期			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
児童発達支援	計画値	利用者数	3	3	3	4	5	6
	実績	(実人/月)	2	2	4			
	計画値	利用日数	15	15	15	20	25	30
	実績	(人日分/月)	3	4	15			

※ 利用実績は令和3年度～令和4年度は3月末、令和5年度は9月末現在

項目		単位	第2期			第3期		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅訪問型 児童発達支援	計画値	利用者数	0	0	0	0	0	0
	実績	(実人/月)	0	0	0			
	計画値	利用日数	0	0	0	0	0	0
	実績	(人日分/月)	0	0	0			

※ 利用実績は令和3年度～令和4年度は3月末、令和5年度は10月末現在

[見込み量の設定]

- 児童発達支援は、第2期の推移を踏まえ今後利用が見込まれる新規の利用者を見込み、利用日数の見込みについては、各年度に見込まれる利用人数に1人当たり見込み利用量(5人日/月)を掛けて算定しています。
- 居宅訪問型児童発達支援は、現在利用者がいない状況です。第3期についても0人と見込んでいますが必要により適切に対応していきます。

[見込み量確保の方策]

- 身近な地域で早い段階での支援ができるよう、サービス提供基盤の充実やサービス提供量の確保に努めます。

② 放課後等デイサービス

[サービス概要]

事業名	内容
放課後等 デイサービス	就学している障がいのある子どもなどに、授業の終了後または休業日に児童発達支援センターなどの施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。

[第2期のサービスの利用状況・第3期のサービス見込み量の設定]

- 利用者、利用日数ともに概ね計画どおりの実績となっています。
- 1人当たり利用量は、令和5度における1か月の利用日数は、1人当たり16人日/月となっています。

項目		単位	第2期			第3期		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
放課後等 デイサービス	計画値	利用者数	1	1	1	1	1	1
	実績	(実人/月)	1	1	1			
	計画値	利用日数	17	17	17	17	17	17
	実績	(人日分/月)	16	18	16			

※ 利用実績は令和3年度～令和4年度は3月末、令和5年度は9月末現在

[見込み量の設定]

- 令和6年度から令和8年度までの利用人数の見込みについては、第2期の推移を踏まえ、見込んでいます。
- 令和6年度から令和8年度までの利用日数の見込みについては、各年度に見込まれる利用人数に1人当たり見込み利用量(16.5人日/月)を掛けて算定しています。

[見込み量確保の方策]

- 利用ニーズの把握に努め、引き続きサービス基盤の確保を図ります。

③ 保育所等訪問支援

[サービス概要]

事業名	内容
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、保育所などに通う障がいのある子どもなどに、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

[第2期のサービスの利用状況・第3期のサービス見込み量の設定]

- 令和5年度現在、利用者がいない状況です。

項目		単位	第2期			第3期		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
保育所等訪問支援	計画値	利用者数	1	1	1	1	1	1
	実績	(実人/月)	0	0	0			
	計画値	利用日数	1	1	1	1	1	1
	実績	(人日分/月)	0	0	0			

※ 利用実績は令和3年度～令和4年度は3月末、令和5年度は9月末現在

[見込み量の設定]

- 第2期の利用実績はありませんが、計画期間において、各年度1人を見込み、利用日数の見込みについては、各年度に見込まれる利用人数に1人当たり見込み利用量(1.0人日/月)を掛けて算定しています。

[見込み量確保の方策]

- 支援が必要な児童の状態把握に努め、子どもたちが在籍する集団において、障がい特性に合わせた適切な支援を受けられるように、サービス提供基盤の充実やサービス提供量の確保に努めます。保育所等訪問支援の体制整備について、気仙圏域において面的整備による実施体制の構築に努めます。

④ 医療的ケア児等在宅レスパイト事業

[サービス概要]

事業名	内容
医療的ケア児等在宅レスパイト事業	医療的ケア児とその家族の支援として在宅レスパイト事業を実施します。 (令和5年度から事業実施)

[第2期のサービスの利用状況・第3期のサービス見込み量の設定]

項目	単位	第2期			第3期			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
医療的ケア児等在宅レスパイト事業	計画値	利用者数	—	—	—	1	1	1
	実績	(実人/月)	—	—	1			
	計画値	利用時間	—	—	—	96	96	96
	実績	(時間/年)	—	—	49			

[見込み量の設定]

- 令和8年度までの利用人数・利用時間の見込みについては、第2期の実績を踏まえ、見込んでいます。

[見込み量確保の方策]

- 医療的ケア児とその家族が適切なサービスがうけられるように、訪問看護ステーションと連携をとりながら実施していきます。

(2) 障がい児相談支援（1 か月当たりの利用見込み）

[サービス概要]

事業名	内 容
障がい児相談支援	障がい児が障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し（障がい児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障がい児支援利用援助）などの支援を行います。

[第2期のサービスの利用状況・第3期のサービス見込み量の設定]

- 令和5年度現在、気仙圏域内のサービス提供事業所より、提供されています。
- 利用状況は、令和4年度まで計画値通りでしたが、令和5年度から増加となっています。

項 目	単 位	第2期			第3期		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい児相談支援	計画値	1	1	1	4	4	4
	実績	1	1	3			

※ 利用実績は令和3年度～令和4年度は3月末、令和5年度は9月末現在

[見込み量の設定]

- 令和6年度から令和8年度までの利用人数の見込みについては、第2期の推移を踏まえ、見込んでいます。

[見込み量確保の方策]

- 計画相談支援の見込み量については、実際のサービス対象者数とし、現在の障がい児が適正にサービス利用計画が作成されるよう、必要な相談員数の確保に努めます。

第6章 計画の推進

1 計画の推進における連携

(1) 県及び気仙圏域での連携

県及び気仙圏域内の市町と連携を図りながら、障害福祉施策を推進していくうえで不可欠な保健・医療・福祉に関わる各種資格者、専門従事者などの計画的養成と確保に努め、安定した事業提供量を図ります。

(2) 庁内における連携

庁内においては、各分野の進捗状況を定期的に把握するとともに、複雑・多様化しつつある施策ニーズに対し、柔軟に対応できるよう関係各課の緊密な連携に取り組みます。

また、障害者差別解消法の施行を受けて、町においては合理的配慮を提供することが法的義務となりました。そのため、各種研修などを通じ、職員の障がいのある人への理解と人権意識や福祉意識の向上に努めます。

(3) 地域自立支援協議会との連携

障がいのある人が地域で自立した生活をするための様々なニーズを的確に把握し、きめ細かな支援を行うことができるよう、関係機関と連携し、より効果的に運営します。

(4) サービス提供事業所と連携したサービスの質・量の確保

障がいのある人やその家族の状況を踏まえ、サービスの質の向上と安定した供給に向けて、サービス提供事業所と連携し、必要なニーズの把握とともに、必要なサービス提供などに対応した供給体制を確保します。

(5) 住民や地域活動団体などとの連携

計画の確実な推進を図るために、町内外の様々な主体が、それぞれの役割を担い、相互に協力し合えるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

また、地域で共生する社会を構築していくためには、地域の方々の障がいへの理解、協力とともに、地域福祉の推進が必要不可欠であるため、社会福祉協議会などとも連携を図り、生活支援や障がいに関わる特性などの理解を深めます。

2 計画の進行管理

(1) 点検及び評価体制

本計画の推進にあたっては、関係する庁内関係各課と連携を図りながら、進捗状況を確認、評価を行いながら計画を推進するとともに、「サービス提供が適切に行われているか」「地域生活への移行が進んでいるか」「一般就労への移行が進んでいるか」など、令和8年度末の目標値として設定した項目についての達成状況を点検・評価する機会を設け、その結果に基づき、必要な対策を講じていくものとします。

(2) 成果目標と活動指標について

① 成果目標

成果指標に関しては、国の示した障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する基本指針を踏まえ、「第7期障害福祉計画における成果目標の設定」、及び「第3期障害児福祉計画における成果目標の設定」に掲げる目標値を成果目標とし、サービス体系の整備を行います。

② 活動指標

活動指標は、成果目標などを達成するためにサービスの必要量の見込を評価の指標として設定するもので、その確保状況の進捗を成果目標とともに、定期的に評価していきます。

3 計画の普及・啓発

本計画内容について広報などでの普及・啓発を行い、周知を図ります。

また、一人ひとりが、福祉の担い手であるという意識を持っていただくために、様々な地域活動を通じて障がいへの理解、計画の普及・啓発を行います。

障がい福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条の規定に基づき、町の障がい福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、障がい福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関する基本的な事項
- (2) その他計画の策定に関する必要な事項

(組織)

第3 委員会は、委員13人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- | | |
|------------------|------|
| (1) 障がい者団体関係者 | 2人以内 |
| (2) 民生委員・児童委員 | 2人以内 |
| (3) 社会福祉、医療関係者 | 2人以内 |
| (4) 障がい福祉サービス事業者 | 3人以内 |
| (5) 教育関係者 | 1人以内 |
| (6) ボランティア団体関係者 | 1人以内 |
| (7) サービス利用者 | 2人以内 |

(委員の任期)

第4 委員の任期は、委嘱された日から計画ができあがるまでとする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は必要に応じて随時開催するものとする。

- 2 委員会は会長が招集し、会長がその議長となる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、障がい福祉担当課において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

住田町障がい福祉計画策定委員会委員名簿

氏 名	役職名等	選出区分
菊 池 一 夫	住田町身体障害者協会会長	障がい者団体関係者
吉 田 倂	住田町手をつなぐ育成会会長	障がい者団体関係者
松 田 栄 吉	住田町民生児童委員協議会会長	民生委員・児童委員
菊 池 和 子	(社)住田町社会福祉協議会 総務課地域福祉課長補佐	社会福祉、医療関係者
佐々木 巖	チャレンジドまちかど相談室「リンク」 社会福祉士・相談支援専門員	障がい福祉サービス事業者
戸 羽 幸 枝	(社)大洋会 地域活動支援センター星雲 所長・社会福祉士・精神保健福祉士	障がい福祉サービス事業者
多田 裕一	住田町教育委員会	教育関係者
松 田 千 秋	住田町ボランティア活動連絡会会長	ボランティア団体関係者
駒 林 拓	サービス利用者	サービス利用者